

令和 8 年度における主な取組について

1 いじめの防止等のための組織体制

(1) 川越市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会

- いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、既存の「川越市青少年問題協議会」に、法第 14 条第 1 項に定める「いじめ問題対策連絡協議会」の役割を持たせ、「川越市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会」とした。(以下「連絡協議会」という。)
- 連絡協議会の委員は、学校、教育委員会、児童相談所、川越警察署、その他の関係者により構成される。
- 協議内容は次のとおりである。
 - ①いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること。
 - ②市立学校におけるいじめ問題の現状把握、分析等に関すること。
 - ③その他いじめ問題の解決に必要な事項に関すること。

(2) 川越市いじめ問題対策委員会の設置

- 法第 14 条第 3 項の規定を踏まえ、教育委員会と連絡協議会との円滑な連携の下に、川越市基本方針に基づく、学校や地域におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うため、「川越市いじめ問題対策委員会」(以下「対策委員会」という。)を設置した。
- 対策委員会には重大事態発生の際の調査機関としての機能を持たせるため、専門的知識及び経験を有する学識経験者に加えて、市が設置する学校に在籍する児童又は生徒の保護者が組織する団体の代表者の参加を図り、公平性、中立性を確保する。
- 活動内容は次のとおりである。
 - ①市立学校におけるいじめの防止等の対策についての分析、研究に関すること。
 - ②重大事態発生の際、学校における調査が困難な場合、教育委員会が主体となつて行う場合の調査に関すること。

(3) 川越市いじめ問題再調査委員会の設置

- 法第 30 条第 1 項の規定による重大事態発生 of 報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行う。この調査は、市長が設置した川越市いじめ問題再調査委員会が行う。
- 委員会は、委員五人以内で組織し、学識経験者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

2 いじめの防止等のための施策

(1) 生徒指導推進訪問（学期毎）

- ①いじめ（いじめにつながる行為）を小さな芽のうちに発見、対応するために、川越市教育委員会が積極的に各市立学校を訪問する。
- ②各学校におけるいじめを含めた生徒指導に係る現状把握とともに、今後の指導の有り方と対応策を協議し、学校がいかにいじめ問題を認識しているかを把握し、早期発見、早期対応を図るため、毎学期、全市立学校、全学級を訪問する。
- ③訪問時の指導助言を通して、児童生徒の健全育成、いじめの未然防止を図る。
第1学期 令和8年 4月30日～ 7月 6日（全市立学校56校、実施済）
第2学期 令和8年10月 1日～12月 上旬（ ” ”、予定）
第3学期 令和9年 1月 中旬～ 3月 上旬（ ” ”、予定）

(2) いじめ・不登校対策検討委員会（いじめ問題対策部）の実施

令和元年度から令和3年度までは、教職員が共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見に取り組むよう、校内研修会で活用できる「研修ツール」を作成した。令和4年度からは、いじめの未然防止、望ましい人間関係作りのための児童生徒向けの「授業スライド」を作成した。昨年度は、4年ぶりに校内研修会で活用できる「研修ツール」を作成した。今年度も再度、「研修ツール」の作成を予定している。

＜令和元年度テーマ＞

研修ツール「いじめの現状と定義」「いじめ認知と解消」「いじめの初期対応」

＜令和2年度テーマ＞

研修ツール「いじめの認知と認定」「いじめの起きにくい学習環境づくり」

＜令和3年度テーマ＞

研修ツール「いじめの重大事態」「ネットいじめの対応」

＜令和4年度テーマ＞

授業スライド「いじめって何だろう？」

＜令和5年度テーマ＞

授業スライド「ネットいじめとは」

＜令和6年度テーマ＞

授業スライド「いじめの未然防止」（児童同士の関わり方について考える構成）

授業スライド「いじめの早期発見・対応」（観衆・傍観者がとるべき行動について考える構成）

＜令和7年度テーマ＞（資料3）

研修ツール「いじめの初期対応」「事例研修」

＜令和8年度テーマ＞

研修ツール「場面事例集 ～こんな時どうする？～」（予定）

(3) インターネットやSNSを通じて起きる生徒指導事故（いじめ等）の防止

①ネットパトロール事業

令和4年度より全市立学校を対象にネット上の学校非公式サイト等を専門業者に委託し、検索及び継続的な監視、また情報提供によって、悪質ないじめやそれに起因する事件・事故など、児童・生徒の生命及び健康を脅かす事態の発展を未然に防止

する。また、小・中学校においては学習者用コンピュータを対象に、不適切な利用等を監視するパトロールも実施し、インターネット等を通じた生徒指導事故の防止に努めている。

②いじめ等通報窓口「ときもスチューデントポスト」

児童生徒の携帯電話、スマートフォンの所持率も増加しており、ネットパトロールでは発見が難しい「見えにくいいじめ」が懸念される中、いじめに悩む生徒の声を一つでも多く拾い上げることを目的としている。専用のウェブサイトアクセスし、必要な情報（画像・音声等を含む）について、匿名で送信が可能である。

また、一昨年度より、一人一台貸与されている学習者用コンピュータから、ときもスチューデントポストに簡単にアクセスできるアイコンを常設している。

③いじめ相談電子窓口

いじめ問題の未然防止、早期発見・早期対応に向け、相談しやすい環境の充実を図るため、川越市ホームページ上に「いじめ相談電子窓口」を常設している。

（４） いじめ対応強化期間（１１月、１２月）

- ①教職員のいじめへの認識をさらに高めるため、１１月から１２月を「いじめ対応強化期間」とし、各学校で研修会等を実施する。

（５） 「川越市 学級経営・いじめ問題アドバイザー」による指導助言

- ①白梅学園大学元教授の増田修治氏を招聘し、いじめや暴力行為で指導、支援が必要な児童生徒対応に苦慮している学校、学級担任への指導助言や児童生徒へのケース検討、保護者向けの子育てに係る研修会等を実施している。

【Ａ小学校への介入事例】

- ・問題行動を抱える学級での模範授業の実施。
→担任の指導性を高める一助としての取組。
- ・児童の認知能力を図るテストの実施と分析。
→児童の実態把握と対応法の検討。
- ・就学児健康診断の際に、新１年生の保護者向けの講演会を実施。
- ・問題を抱える児童のアセスメント。
→担任、学年に向けて対応を指導助言。

【Ｂ中学校への介入事例】

- ・問題行動を繰り返す生徒のアセスメント
→管理職、担任、学年に向けて対応を指導助言

（６） その他

- ①学校の取組の共有機会について
- ・生徒指導に係る教頭研修会
 - ・生徒指導主任研修会
 - ・川越地区学校警察連絡協議会
- ②学校の対応の確認機会について
- ・生徒指導推進訪問
 - ・定例校長会
 - ・県教委による学校訪問（令和８年度）